

序 文

江戸時代、宮城郡八幡村に在所拝領し、仙台藩において準一家の家格に列せられた天童氏は、清和源氏の流れを汲む武家の名門として長い歴史をもっています。

同家に伝わる中世から近代にかけての文書について、平成十九年度から解説作業を進め、これまでに三冊の調査報告書を刊行してまいりました。

今年度は、天童家に残る文書に加え、同家と深い関わりをもつ寺院や個人所蔵の文書についても紹介いたします。

既刊の報告書同様、仙台藩の重臣であった天童氏を理解する上での基礎資料として、役立てていただければ幸いです。

最後になりましたが、本書の作成にあたり、これまで同様多大なる御協力をいただきました宮城学院女子大学教授 J・F・モリス氏をはじめ、関係各位に対し、深甚なる感謝を申し上げます。

平成二十八年三月

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

目次

序文

例言

天童家文書

1	伊達吉村和歌	3
2	蒲生より宮床殿宛書状	4
3	将軍家御判御教書	5
4	室町幕府管領奉書	7
5	新田義貞軍令状	9
寶國寺文書		
6	瑞巖寺より天童殿宛書状	13
個人所蔵文書		
7	御山奉行被仰付	17

例言

- 一 本報告書は、平成二十七年年度「文化庁 文化遺産を生かした地域活性化事業」で作成したものである。
- 一 本報告書は、東日本大震災後、天童家から新たに発見された文書のうちの5点と、同家文書に関連する個人蔵の文書2点の併せて7点を掲載した。
- 一 本報告書には、すでに『多賀城市史5 歴史史料』に掲載しているものが含まれており、本書との翻刻文に相違がみられるものについては、本書を優先する。
- 一 本報告書には、以下の順番で文書を収録した。
 - (1) 天童家文書(史料1~5)
 - (2) 寶國寺文書(史料6)
 - (3) 個人所蔵文書(史料7)
- 一 各文書には本報告書の通し番号を付し、史料1~5については、文書の表題の下にカッコ書きで管理番号を掲載した。
- 一 翻刻文は、固有名詞については文書の表記の通りとし、それ以外は可能な限り常用漢字を用いた。
- 一 改行は文書と同様にし、判読できない文字は字数に応じ□で、字数が不明なものは□・□・□で、欠損した部分については(欠)で表記した。さらに文意が通じないものについては、その右側に(ママ)を、疑問の箇所には(カ)を記した。
- 一 改頁は「……………」で区切りを示した。
- 一 法量は翻刻文のあと、縦・横の順に括弧書きで記した。
- 一 各文書の調査・翻刻には、史料1・2・6・7については、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏の指導のもと、多賀城市教育委員会文化財課瀧川ちかこ、志田清一が、史料3・4については、東北大学大学院文学研究科歴史科学専攻日本史学講座教授柳原敏昭氏があたった。史料5については、群

馬県教育会編纂『新田義貞公根本史料』(昭和十七年三月)を引用した。

- 一 各文書の解説文については、史料3・4については、東北大学大学院文学研究科歴史科学専攻日本史学講座教授柳原敏昭氏、史料7については、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏にそれぞれ執筆いただき、史料1・2・6については、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏の指導のもと、瀧川ちかこが執筆した。
- 一 本報告書の作成にあたっては、左記の方々、機関の御協力をいただいた。
東北大学名誉教授羽下徳彦、東北学院大学文学部教授七海雅人、寶國寺、仙台市博物館主幹兼学芸普及室長菅野正道、宮城県図書館、仙台市博物館(敬称略)
- 一 文書の整理等には文化財課瀧川ちかこ、鈴木孝行が担当した。
- 一 本報告書の編集は、文化財課瀧川ちかこが担当した。

天童家文書

多川公本内
 十五月初秋
 櫻葉落葉
 閑路客
 夜のほとと春も感ぬと閑の戸の
 あくるひかりにうくひすのなく
 朝見花
 夕はへの色香もあれと朝露の
 おき出て見る花そえならぬ
 苗代
 種まきて幾日になりぬ生たちし
 みとりもふかき小田のなハしろ
 若時鳥
 たかためのしのひねなれば郭公
 ミたにかくれをいてかてになく
 夏草滋
 かりはらふ蹟たに見へず滋あひて
 野となるまての庭の夏草
 閑秋
 ねやかき軒端の萩に聞もうし
 夢路ゆかさぬ夜半の秋かせ
 瀧邊月
 月かけも飛かりくたくる瀧津なミ
 いはねさやかにあつるしら玉
 紅葉
 露しくれそめます色も陰ふかき
 山路しれる木々のみちら葉
 河千鳥
 ふくる夜の月かけ清き川風に
 ともよふ千鳥聲そさえ行
 杉雪
 降うつむ雪のぬくをとひかねて
 のき端の杉にさかハむらとり
 見増恋
 ほの見てし雪間はかりの初草に
 下もえまさるおもひさへうき
 名立恋
 みにはまたあふ瀬もしらて名取川
 なき名のいかて世になかれけん
 忘恋
 見てもわれたねとりかたき忘草
 人のころにしうるつらさを
 旅友
 行つるゝみちたにあるをわれたゝり
 たとらハいかにとひはうからん
 寄世祝
 あふくそよむかしのまはに我家の
 世々にうけつく世々のめくみを

紅葉
 露しくれそめます色も陰ふかき
 山路しれる木々のみちら葉
 河千鳥
 ふくる夜の月かけ清き川風に
 ともよふ千鳥聲そさえ行
 杉雪
 降うつむ雪のぬくをとひかねて
 のき端の杉にさかハむらとり
 見増恋
 ほの見てし雪間はかりの初草に
 下もえまさるおもひさへうき
 名立恋
 みにはまたあふ瀬もしらて名取川
 なき名のいかて世になかれけん
 忘恋
 見てもわれたねとりかたき忘草
 人のころにしうるつらさを
 旅友
 行つるゝみちたにあるをわれたゝり
 たとらハいかにとひはうからん
 寄世祝
 あふくそよむかしのまはに我家の
 世々にうけつく世々のめくみを
 宝永七年五月初月
 同月本

1 伊達吉村和歌 (No. 03986)

龜ヶ岡八幡宮奉納

十五首和歌

既四位下行左近衛權少将兼陸奥守藤原朝臣村

閑路客

夜のほとと春も感ぬと閑の戸の
あくるひかりにうくひすのなく

朝見花

夕はへの色香もあれと朝露の
おき出て見る花そえならぬ

苗代

種まきて幾日になりぬ生たちし
みとりもふかき小田のなハしろ

若時鳥

たかためのしのひねなれば郭公
ミたにかくれをいてかてになく

夏草滋

かりはらふ蹟たに見へず滋あひて
野となるまての庭の夏草

閑秋

ねやかき軒端の萩に聞もうし
夢路ゆかさぬ夜半の秋かせ

瀧邊月

月かけも飛かりくたくる瀧津なミ
いはねさやかにあつるしら玉

紅葉

露しくれそめます色も陰ふかき
山路しれる木々のみちら葉

河千鳥

ふくる夜の月かけ清き川風に
ともよふ千鳥聲そさえ行

杉雪

降うつむ雪のぬくをとひかねて
のき端の杉にさかハむらとり

見増恋

ほの見てし雪間はかりの初草に
下もえまさるおもひさへうき

名立恋

みにはまたあふ瀬もしらて名取川
なき名のいかて世になかれけん

忘恋

見てもわれたねとりかたき忘草
人のころにしうるつらさを

旅友

行つるゝみちたにあるをわれたゝり
たとらハいかにとひはうからん

寄世祝

あふくそよむかしのまはに我家の
世々にうけつく世々のめくみを

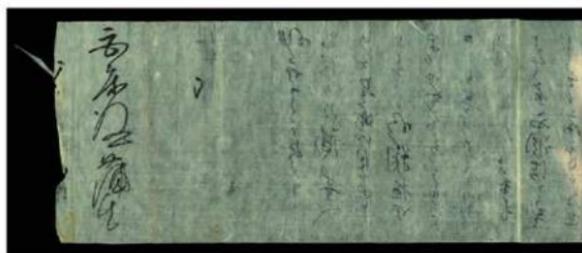
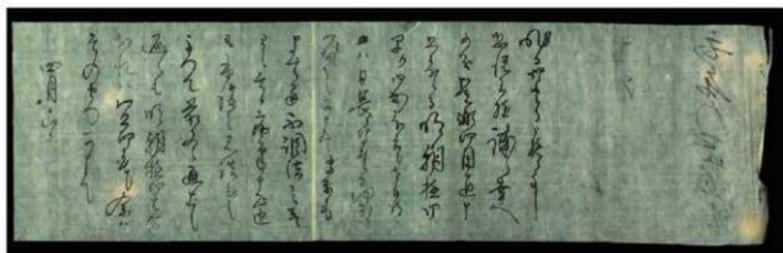
宝永七年六月初日 同六年分

解説

(一八・八 cm × 一四四・四 cm)

『舞山公治家記録』宝永七年(二七一〇)六月一日の記事に、「大崎龜岡八幡へ各和歌一卷弓白木二張矢白羽二手砂金一両使者長沼惣太左衛門 両八幡へハ去歲遅延今日献納」とあり、この時奉納された和歌の写しであろう。これに先立つ四月五日、藩主伊達吉村が龜岡及び宮床新田八幡宮に参拝していることも治家記録に記されている。

2 蒲生より宮床殿宛書状 (No. 03987)



昨日御登り被遊候事

恐悦至極誠々幸へ

の義是非御目通申

上度候間明朝極御

早ク御出被下度候左候得

■ハ日長ニ御座候間ゆるく

御はなし可申上候委細

申上候通不調法之義

ニて候今日病氣申出逆

も神護之見詰無之

よつて前文之通申上候

返々も明朝極御はやく

なれハ宜御座候余ハ

そのせつ可申上候

四月六日

宮床殿 蒲生

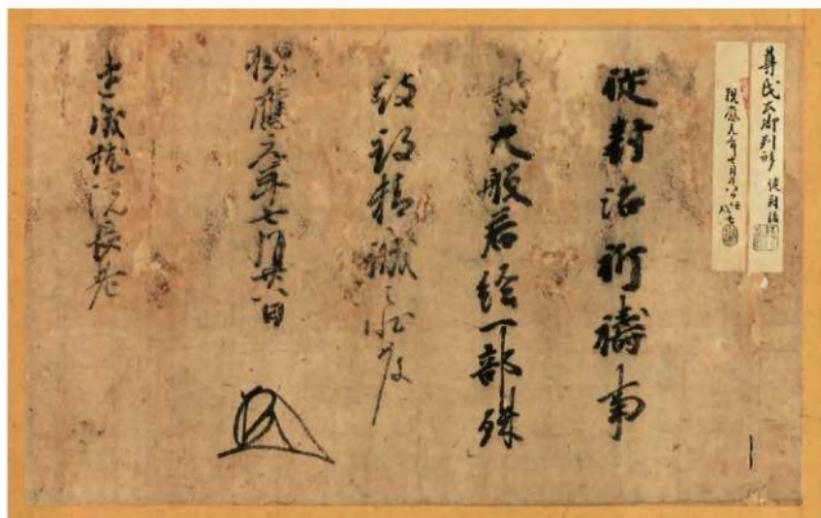
(二四・八cm×五一・〇cm)

解説

「蒲生」から「宮床殿」への書状で、「宮床殿」が「御登り遊ばされた」ことは、この上なく悦ばしいことである。自分は重い病で、余命幾ばくもないことから、当方にお出でいただきゆつくり話をしたい、と記されている。

1の「伊達吉村和歌」と同じ箱に納められていたものであるが、和歌との関連は不明である。

3 将軍家御判御教書 (No. 03951)



尊氏公御判形後始
 觀應元年七月廿八日
 八七〇

従討治祈禱書

大般若經一部殊

被致精誠之狀

觀應元年七月廿八日

速成就院長老

〔極札1〕 尊氏公御判形後始 (黒印)

〔極札2〕 (朱割印) 觀應元年七月廿八日 戊午七 (黒印)

〔欠〕 徒対治祈禱事、

〔転〕

〔欠〕 誑大般若經一部、殊

〔可〕

〔欠〕 被致精誠之狀如件、

(足利尊氏)

觀應元年七月廿八日 (花押)

速成就院長老

(二六・七cm×四三・三cm 破損・切断あり)

解説

本号は、二〇一二年五月に、多賀城市教育委員会が天童家の板倉を調査した際に発見したものである(東日本大震災の津波による水損は免れている)。次号と同じ掛軸に、本号を上、次号を下にして表装されている。横幅は全く同じ寸法に切りそろえられている。現在の表装は教育委員会で行ったものであるが、発見時と同様に表装されていた。花押は、縦四・五cm×横六・八cm、本文と異墨かと判断される(ただし青墨ではない)。文書の天を破損で欠く。文字のじみ、料紙表面の毛羽立ちなどから、表装以前に水損を受けていたと見られる。袖上部に極札が貼られている。袖の下部に墨引きのようなものがあるが、後世に誤ってつけられたものであろう。料紙は楮紙である。

内容は、室町幕府将軍の足利尊氏が、速成就院長老に対して、敵対勢力

を退治するために大般若経を誦誦するよう命じたものである。

観応元年（一三五〇）七月、室町幕府内では、足利尊氏と弟直義との間で亀裂が走り、緊張が高まっていた。観応の擾乱の前夜ともいべき状況である。こうしたなか、美濃守護の土岐家でも内紛が起り、直義に近い土岐周濟・頼直兄弟が、甥の頼康の守護補任に不満を抱いて率兵、近江にまで軍勢を進めた。そのため七月二十八日、足利義詮と高師直が兵を率いて京都を発している（『太平記』巻二七、『園太暦』同日条、『祇園執行日記』同日条など）。同じ日、足利尊氏は、京都を中心とする祇園社に「凶徒対治」（対治）は退治に同じの祈禱命令を発した。これまでに知られているだけで十二通におよぶ。宛てられた寺社は次の通りである（小松茂美『足利尊氏文書の研究』Ⅲ、旺文社、一九九七年。上島有「丹波石籠寺とその寺宝」同『足利尊氏文書の総合的研究』本文編、国書刊行会、二〇〇一年。⑤⑩⑪⑫以外は京都所在。また、⑫は案文、他は正文が伝存する）。

①東寺 ②夷相寺（東寺子院） ③祇園社 ④稲荷社 ⑤西大寺（大和） ⑥神護寺 ⑦恩徳院 ⑧桂宮院 ⑨清和院 ⑩岩屋寺（出雲） ⑪石籠寺（丹波） ⑫清水寺（伊勢）か

本号も同じ日付であり、同様の意図をもって発せられたと考えられる。宛所の速成就院は、京都の知恩院境内にあった西大寺末・真言律宗寺院と推定される。尊氏の命を奉じた建武三年（一三三六）七月五日付執事（高師直）奉書（三浦文書『大日本史料』第六編の三）には、「速成就院事、為異于他祈禱所之上者」（速成就院は他と異なった特別な祈禱所なので）とあり、尊氏と深い関係にあったことがわかる。

本号の筆跡は、写真で比較すると、同日付の祈禱命令と同じである。一連の祈禱命令は、室町幕府奉行人の安富行長が執筆したことが明らかにされており（小松前掲書、上島前掲論文）、本号の本文も同人の手と判断できる。

文書の法量に関して、前出の十二通のうち①は縦三二・五cm×横四九・〇cm、②は縦三二・三cm×横五〇・五cmという報告がある（上島前掲論文）。それに比べると本号はいささか小振りであるが、天を破損し、また、袖・奥にも切断があると考えられるので、本来は、右二通と同じ大きさであったと考える無理はない。

最後に、極札について述べておく。極札とは、鑑定結果を記した縦十三・十四cm×横二cm程度の短冊状の紙片をいう。表面に文書等の執筆（発給者）と書き出しの数字文字、その下に鑑定者の所用印を裏面には鑑定した年（干支）・月を記し、その下に鑑定者の所用印を捺す。同面に控えの台帳との勘合のため割印が捺されることもあった（ただし、鑑定者や時期により変化する。小松茂美『古筆』講談社、一九七二年）。このように極札は一枚の札の両面に記されるものであり、二枚にわたるものではない。おそらく本号の極札も本来は一枚であったはずである。それを剥がして二枚とし、表面（極札1）・裏面（極札2）を並べて貼りつけたと考えられる。極札は厚い和紙製であり、繊維が層を成している和紙に右のような処置を施すことは不可能ではない。

極札1黒印の印文は「琴山」。江戸時代初期の了佐からはじまる古筆家が代々用いた印である。極札2には「榮」の印と朱の割印が捺されている。「榮」は、古筆家第二代了榮（一六〇七—一六七八）の印であるが、三代了祐（一六四五—一六八四）も用いた。「琴山」印の欠損状態や鑑定年の記述法から考えて（中村健太郎「古筆了榮の極印にみられる「琴山」印の経年変化と発行年次の特定について」『書道学論集』一、二〇〇三年）、鑑定者は了祐で、「壬戌」は天和二年（一六八二）と推定される。

4 室町幕府管領奉書（室町幕府御教書）（No. 03952）

斯波義將 奉書
判形有
黒印

安禪寺 雜掌
申越前国
眞柄庄 領家職事、退押
不可有緩怠之状、依仰執達如件、

〔極札1〕 斯波殿義將 安禪寺雜掌申

〔極札2〕 安禪寺雜掌申 康暦元年七月二日名判 眞九 〔黒印〕 〔黒印〕

安禪寺 雜掌 申越前国

眞柄庄 領家職事、退押

不可有緩怠之状、依仰執達如件、

康暦元年七月二日 左衛門佐

花押

基国

斯波義將

山右衛門佐殿

切断あり

三二・二cm × 四三・三cm

管領奉書として

八月十二日の管領

奉書

マ函/65

解説

前号と同じ掛軸に表装されている（本号が下）。破損等はなく、状態はよい。

前号は水損を受けていると判断されるので、両通は本来、異なった場所に保管されていたと考えられる。横の寸法は前号と全く同じなので、袖・奥を切断している可能性が高い。東寺百合文書に含まれる同時期の室町幕府管領奉書は概ね縦三・一cm × 横五・〇cmであり、本号の縦は元の大きさを保っている

と推定される。花押は斯波義將のもの。縦三・三cm × 横三・七cm。同時期の他の文書に据えられた義將花押と同形であり、筆勢にも不足はない。また本号は、管領奉書としては文字の崩しが大きいという印象を持つが、貞治二年

（二・三六三）八月十二日の管領（斯波義將）奉書（東寺百合文書）マ函/65

/5・6）などと同程度といえる。料紙は楮紙である。

（二・三六三）八月十二日の管領（斯波義將）奉書（東寺百合文書）マ函/65

（二・三六三）八月十二日の管領（斯波義將）奉書（東寺百合文書）マ函/65

（二・三六三）八月十二日の管領（斯波義將）奉書（東寺百合文書）マ函/65

（二・三六三）八月十二日の管領（斯波義將）奉書（東寺百合文書）マ函/65

康暦元年七月十一日
遊佐次郎左衛門尉殿

〔福井県史〕資料編二・中世、福井県、一九八六年

本号を正文と判断する。しかし通常、正文であれば花押は本文と墨が異なるはずであるが、本号の場合、同墨のように見える。また、端裏に継目花押らしきものが認められる(縦〇・九cm×横一・〇cm)。ただし、料紙に切断があるとすれば継目花押にはならない。本号が訴訟の際の具書として貼り継がれていた可能性も残る。このように若干の問題点があることも指摘しておく。

内容は、室町幕府管領の斯波義将が越前守護畠山基国に対して、真柄庄を押領している者を排除し、安禪寺雑掌に支配の権利を認めよという第三代將軍足利義満の命令を伝達したものである。本文三行目の「雑掌」を「沙汰付」の目的語とすべきか、「又不可有緩怠」の主語とすべきか迷うところであるが、この「雑掌」で墨つきがされているので、後者で読んでおく。

斯波義将は、細川頼之との政争に勝利し(康暦の政変)、康暦元年(一三七九)閏四月二十八日に室町幕府管領就任を要請され、五月三日受諾した『花宮三代記』同年閏四月二十八日条、『後愚昧記』同年五月三日条)。畠山基国は、同年正月十二日の父義深の死去に伴い、越前守護職を譲られていた(佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上、東京大学出版会、一九六七年)。

真柄庄は、越前国今立郡、現在の福井県武生市真柄町・上真柄町にあった歡喜寿院領庄園。安禪寺は、京都市上京区にあった真言宗寺院と推定される(『福井県史』通史編二・中世、福井県、一九九四年)。

室町幕府の命令伝達・執行ルートからいえば、この文書を受けた畠山基国は、守護代に対して右の内容の執行(遵行)を命じることになる。実際に、「東大寺図書館所蔵手鑑」には、次の文書(越前守護畠山基国遵行状)が収録されている(佐藤前掲書参照)。

安禪寺雑掌申越前国真柄庄領家職事、早任今月二日御教書、可打渡被雑掌之状如件、

〔今月二日御教書〕が、まさに本号にあたる。なお、手鑑とは名筆や和歌の短冊などを觀賞用に集めて折本に仕立てたものであり、所収史料に脈絡はなく、所蔵者との関係があるわけでもない。「東大寺図書館所蔵手鑑」も例外ではなく、真柄庄・安禪寺と東大寺とに特別なつながりはない。

本号の極札も前号と同じく、本来一枚であったものを剥がして二枚とし、表面(極札一)・裏面(極札二)をそれぞれ貼り付けたと考えられる。鑑定者は、古筆了榮(前号解説参照)の門人・末田幽碩である。「戊寅」は、元禄十一年(一六九八)であろうか。ちなみに「東大寺図書館所蔵手鑑」を東京大学史料編纂所の写真帳で確認したところ、前掲畠山基国遵行状に極札は付されていないかった。

前号・本号とも、内容や宛所から考えて、天童家の家伝文書ではない。天童家は、斯波氏さらには足利氏に連なる一族であり、そうした由緒から、足利尊氏や斯波義将に関する古文書を収集したのではなからうか。とはいえ、いずれも南北朝・室町時代の古文書正文であり、しかも將軍家御教書は、観応元年七月二十八日付祈禱命令の十三通目の発見にあたり、管領奉書は、既に知られている遵行状と関連づけることができる。非常に貴重な史料といえよう。



5 新田義貞軍令状 (No. 03950)

尊氏以下凶徒等追討事
以政泰所被觸遣也得
其意厳密可被致其沙汰
状如件

延元元年六月廿三日 (新田義貞)
左中将 (花押)

鞍馬寺衆徒御中

解説

京都鞍馬寺に伝わる文書を印刷したもの。

(三三・〇cm × 四三・〇cm)

寶國寺文書



6 瑞巖寺より天童殿宛書状

尚々御先祖之事ヲ

大切ニ被思候事御子孫

繁昌之基ニテ候

先回古欄被御伝

以上

云辱存候爾来

不得芳意候御安

寧之由珍重候

然^ニ御先祖之

寺号ニテ候間

隣鐘寺ヲ改テ

寶國寺ニ被成度

由尤ニ存候古来

其例多候間

即額ヲ書候而

進之候左様ニ

可被仰聞候恐惶

不備

瑞岩寺

中春九日 東〔花押〕

天童修理殿

（二・八・八 cm × 五二・八 cm 二紙）

解説

天童修理が、菩提寺の名称を隣鐘寺から宝国寺に改めたいと申し入れたことに対する瑞巖寺からの承諾文書である。

「修理」の仮名をもつ天童家の当主は、準一家天童氏の四代定義と五代頼真である。

隣鐘寺は、天童氏の八幡入部以前からある寺で、「末松山宝国寺書出」によれば、かつては鎌倉の臨済宗建長寺派であったが、松島山円福寺が瑞岩寺と改号後、京都妙心寺派となり、瑞岩寺の末寺となったという。そして同寺は、四代定義の代に天童家の菩提寺となったと記されている。「宝国寺」は、準一家天童氏の初代頼澄の法号「宝国寺殿」からとられた名称である。

書状には、先祖の寺号を菩提寺の名称とする例は多いこと、すぐに額を書いて進呈するので、そのことを寺にも伝えてほしいと記され、さらに先祖の事を大切に思う今回のような行為は、子孫がますます繁栄する礎になるという文言で結ばれている。

出羽国から陸奥国に落ち延びた天童家は、自分の家の由緒と来歴を証明する古文書と記録をことごとく喪失していた。四代定義と五代頼真の代になって様々な縁や古記録を頼りに、自らの家の歴史の「再発見」を試みており、系図の内容を京都の公家に問い合わせるなどの作業を行っていたことが、天童家に残る文書から知られる。(多賀城市文化財調査報告書第一一七集『天童家文書Ⅱ』No.29、31、32)。

菩提寺の名称を、仙台藩天童氏の初代頼澄の法号に変更することも、そうした行為の一環であった可能性が高い。

個人所藏文書



7 御山奉行被 仰付

文政七年正月（欠）

御山奉行被 仰付（欠）

御山奉行 大名在国の時、正月三日に「御野初」、「御野始」という新年の恒例行事が行なわれた。岩切の御野場（現在の岩切集民の森周辺）で狩りを行うというものであったが、家臣団を導いての軍事操練の形として行われた。この行事の総指揮官は「山奉行」と称した。任期は、前年の二月二十六日から翌一月三日までの臨時職であったことがこの記録からわかる。

なお、仙台藩には、「山林奉行」という、領内の山林および材木の管理を職掌とする役職もあったが、こちらは、別の職であった。例えば、牧野新兵衛時成（知行高四〇〇石・平土）は安永九（一七八〇）年から天明二（一七八三）年末までの役職に任命されており、天明年間ころ（一七七一〜一七八八）には三〇〇石前後の大番士が付く役職であったと考えられる。（『仙台藩世臣家譜』続編第一巻、宝文堂、仙台、一九七八年、二四七頁）



十一月廿六日御月番^三而御出勤頭立御^一欠^一
 寛大夫殿御詰所江御出被遊候処御^一欠^一
 御奉行衆御詰所江御出罷成候様御口上^一欠^一
 則御出被遊候処縫殿様御月番^二而被仰^一欠^一
 来正月三日御野始之節御山奉^一欠^一
 仰付之旨被仰渡候事^一欠^一
 右^二付御月番筑後殿^一欠^一
 御咄御物書手前より御目^一欠^一

御月番 仙台藩の最高執行職を「奉行」と称した。二代藩主忠宗の代以来、六人体制で務めることになっていた。その内二人は江戸詰めで、残り四人は二人一月ずつの交代制で務めた。

縫殿様 文化二(一八一四)年に奉行職に兼任した福原経賢氏(準一家、知行高八〇〇石)のこと推定される。

御物書 役所に勤める記録係の藩士の職名である。物書の実態はほとんど未解明であるが、各役職の仕来りと前例に精通し、役所内の運用に大きな影響力をもつたとみられる。具体的には、役所に提出される書類や各種届出、請願書・嘆願書などの受け付けの可否を決める。また、上司からの言葉を直接口頭で誰手續きに訪れた人に伝えるなど、記録には現れない形で大きな勢力となっていたと考えられる。物書には、一〇〇石以下の侍や部屋仕五やその親族がなつたとされる。



了童右近介
 城御目付
 十二月十四日

右御請御相成
 十五日御登
 御野始御山奉行於
 廿六日御山御見分

左之通
 御徒
 御小性
 御茶弁
 御番箱
 御供頭

天童右近介殿 芝多〔欠〕
 御用之儀候条明十五日明半〔欠〕
 城御目付可被相断候以上〔欠〕
 十二月十四日

右御請御相成
 十五日御登 城被成置候処〔欠〕
 御野始御山奉行於 御前被〔欠〕
 廿六日御山御見分三付五時御出宿御〔欠〕

左之通
 御徒高野寺土庫門 一 御前御乗〔欠〕
 御小性高野寺土庫門 一 御前御乗〔欠〕
 御茶弁 一 御雇老人 一 御馬 御〔欠〕
 御番箱 一 御雇老人 一 竹馬吉兵衛〔欠〕
 御供頭今野莊三郎 草履取老人〔欠〕

天童右近介 天童家二〇代日常頼のこと。寛政九(一七九七)年に大番頭になり、文化二(一八〇五)年に病氣により辞職した。文政六(一八二三)年六月に大番頭に復職し、翌年の七月に「少老」(若年寄)に昇任した。「仙台藩世家譜」続編第三巻、宝文堂、仙台、一九七八年、六〇頁。この若年寄に昇進する前に「山奉行」に就任したことが昇進への一つの階梯であったとみられる。大番頭は軍団の司令官で、若年寄は藩士の武器と軍事訓練などが職掌に含まれるものであり、お互いに関係性の深い役職であった。

芝多 奉行職の芝多佐渡常照(若原、柴田郡村田郡所拝領、二〇〇〇七)と推定される。

御出宿 仙台藩の武士は、仙台城下の自分の敷敷をしばしば「宿」と称した。天童右近介が自分の屋敷を出立した、という意味である。

竹馬 江戸時代、ざるを右心に竹四本組み合わせたものを二、棒の両端に天秤のようにさげ、中に品物を入れて運ぶのに用いたもの。大名行列の後尾につきまがったり、行商人が用いたりした。(日本国語大辞典)第二版(小学館、二〇一一年)「竹馬」の項。



一 御山御見分之節御装束御
 御野袴御供之者共常旅支度〔欠〕
 一 御山奉行自分賄相立候義付品々〔欠〕
 一 伊勢堂下御作事方御足輕久太平相〔欠〕
 相頼候処老人^三而^二間合兼候間同役〔欠〕
 相頼候様久太平申聞候間兩人相頼申〔欠〕
 候者も不相見得候間渡之被成御勤御方^八〔欠〕
 頼可被成候事 右兩人^正為骨折〔欠〕

一金式切也久太平 一金壹切也〔欠〕
 原町御蔵下丁切根^正同町組頭〔欠〕
 案内御扣場迄案内仕候〔欠〕
 右案内之者^正此度御吟味之上〔欠〕

同所御蔵脇^正
 御郡奉行 寺嶋〔欠〕
 御目付 岡本〔欠〕
 御下乗御会釈有之〔欠〕

一 御山御見分之節御装束御〔欠〕
 御野袴御供之者共常旅支度〔欠〕
 一 御山奉行自分賄相立候義付品々〔欠〕
 一 伊勢堂下御作事方御足輕久太平相〔欠〕
 相頼候処老人^三而^二間合兼候間同役〔欠〕
 相頼候様久太平申聞候間兩人相頼申〔欠〕
 候者も不相見得候間渡之被成御勤御方^八〔欠〕
 頼可被成候事 右兩人^正為骨折〔欠〕

一金式切也久太平 一金壹切也〔欠〕
 原町御蔵下丁切根^正同町組頭〔欠〕
 案内御扣場迄案内仕候〔欠〕
 右案内之者^正此度御吟味之上〔欠〕

同所御蔵脇^正
 御郡奉行 寺嶋〔欠〕
 御目付 岡本〔欠〕
 御下乗御会釈有之〔欠〕

金式切 仙台藩では、金一分(二兩の四分)を「切」(キリ、または「キ」)と呼んだ。



国分御代官

西田義〔一欠〕

国分大肝人

虎岩〔一欠〕

御野場役衆

氏家榮太夫殿 右大肝人^正〔一欠〕

半沢久太夫殿 〔一欠〕

右之御方御跡より御引続御馬^二而岩〔一欠〕

御見分松森迄被成御見分候事〔一欠〕

一同所出張 宮城〔一欠〕

右正も色〔一欠〕

御作事本^ル

御役人衆 三人

案内此所御扣場之由御代官衆被仰上候御扣場
御見分被成置御作事御役人衆御絵図被相出品々
申上御見分被成候事

一今市御足軽町入口^正 今市村肝入組頭

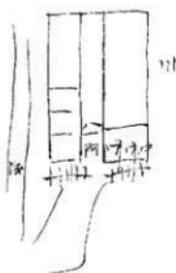
一今市橋向^正 御先立御案内 四人

一今市橋向^正 岩切村肝入組頭

一御先立御案内 四人



一岩切御山奉行御陣屋^二被為人御見分被
 成置候事
 御陣屋図



一御陣屋御出立御馬^二而御郡司衆^三御役人衆
 一同^二之御龍^三御見分^四御揚被成候事
 但^レ老^レ御龍^三屋形様御揚り被遊
 御場所^二も無^レ之候^三付直々^二御龍^三御上り
 御見分被成置候事
 此節御乗物^三竹馬等松森御弁当^二岩切橋
 本より相廻候事
 一御龍^二而御野場御役人前々御見分之御例之

御龍 (御立馬) とも書く。大名が自ら視察する標幟場で、見通しのきく場所に置かれた。(多賀城市史) 5 歴史史料 (一)、四四九頁)



義被申上直々端道より御下脇沢御龍江
御揚り被成置候事

但し古館御龍江御見分無之候事

一松森^{岩切}之境^江因分御代官衆御先^江欠抜

御郡境^江被相扣候事此所^江松森村肝入組頭四人

松森御弁当場^江御先立御案内仕候事

一留之御龍脇^江沢之御龍より御揚。御見分被成置候事

此節御当日之御模様申上御直々山通し松森

御弁当場^江御出被成置候事

一松森御弁当場^江御見分向々御役人一同被罷出品々

御代官衆被仰達御作事方御役人衆御絵図被相出

品々被仰達御見分被成置候事

御作事方本

真山儀藏殿

御役人

本間清之進殿

松原源之丞殿

同所御小屋^江於て

因分 宮城郡は、内陸寄りの三ツヶ
村の陣方と、塩釜を中心として浜方
という二つの代官区に分けられてい
た。因分は、中世、ここが因分
氏の支配領域であったことに由来す
るといわれる。



御郡奉行

寺嶋東馬殿

御日付

岡本大助殿

右御兩人様御一同 御膳部上之

一向 一御汁 一香物 一めし

一御代官衆御作事方御役人衆御野場御役人衆其外ハ

赤飯遍木付

一松森肝人組頭御案内申上候二付赤飯

一御郡奉行衆御日付衆御酒御肴被遣御代官衆御野

場御役人衆ハ御使被遣御小屋ニ而被進外御役人衆ハ不被遣候事

一御見分之日御幕張不申右御小屋ハ御郡会所候処

当日計御座敷しつらへ候義前以御作事方本衆

今野莊三郎ヲ以見分日 右御小屋御無心被成度

由御肴一折為持借用致置候事

一松森御弁當場御出立七北通御掃帚被成候事

一廿九日於 御城御條目録御月番之御奉行様

御山奉行様御立合御日付衆読之御條目録左二

遍木 (へぎ) (折敷)
のことか。

七北 現在の仙台中
泉区七北田のこと。



一 廿八日昼時御吉例付御野場役半沢久大夫殿
氏家采大夫殿御越被成候而御吉例之御采幣
拵上候罷越候段被仰聞候付其段申上番頭溜
下之間正通上 一白石鼻紙 壹帖
一紅白水引 拾把 一篠竹 壹本
右立板小刀相添相出出
一御采幣御拵濟而三方正戴之御兩人御詰所正
置之

一 於御城歳暮之御祝義相濟候以後於御客
之間御條日被仰渡候付出座被成置候節
御目付衆御説被成候濟而御下宿被成置候事
御書院正御出座 御出座
此節半澤久大夫殿氏家采大夫殿正御出会右
御采幣御小性神尾左仲麻上下正而指上る
御頂戴濟而御床前正上置之
濟而

一 廿八日昼時御吉例付御野場役半沢久大夫殿
氏家采大夫殿御越被成候而御吉例之御采幣
拵上候罷越候段被仰聞候付其段申上番頭溜
下之間正通上 一白石鼻紙 壹帖
一紅白水引 拾把 一篠竹 壹本
右立板小刀相添相出出
一御采幣御拵濟而三方正戴之御兩人御詰所正
置之

一 於御城歳暮之御祝義相濟候以後於御客
之間御條日被仰渡候付出座被成置候節
御目付衆御説被成候濟而御下宿被成置候事
御書院正御出座 御出座
此節半澤久大夫殿氏家采大夫殿正御出会右
御采幣御小性神尾左仲麻上下正而指上る
御頂戴濟而御床前正上置之
濟而

采幣(采幣) サイハイと読む。紙
の幣(し)の一種。遠距離への合
図や命令の伝達に用いる。軍隊では
大将の指揮の持ち物とした。現在
「采幣」と書く。



三方御著 のし 一三方御着 こんぶ からくり 一御酌

一御加 右之通御兩人_正御取替濟而御兩人元之御座敷_正退出被成候事

一御吸物 一御酒 一御肴 三種被相出候事

一正月二日紅白御旗請取御野始方懸り

御物書渡邊桃吉殿より御兵具方御役人_正紙面被遣御用人今野莊三郎持參右紙面指出御旗

『卒式本請取罷下候事

一同晚九時より左之御方之屋敷_正被相詰候事

御使番

加藤空之丞殿

須郷彦之丞殿

御使

伊藤十郎兵衛殿

御徒組

萱場大七殿

一御使番衆御兩人御書院_正而御蝶吹御徒組衆番頭溜_正下々御雑煮出之御物書衆部屋_正而同断御小人七人_正御広間下_正間_正而同断相出_正

三方 神前や貴人に物を供えるときに使う、儀式的な台のことである。

御加 「御加」の語記が、貴人の寝床に侍る者という意味で、殿様(天童右近介常頼)の身辺に使えたる家臣という意味と思われる。



一雑者被進候御方右計被進候事

一惣御供御人数支度為見合御出陣之御刻限

相同御供揃之御螺被相立候様御螺吹衆正申談

御供揃之螺被建之

一惣御供勢之内御先手之分ハ御門外に相出御行

列之通為並居引揃置 御装束被成置

御書院正御出座御使番衆御兩人御出会被成置

一御出陣御諸儀
御立附

御先立 瀧口 隼太御家老 五十七歳

御采幣 郷古 左門太

御刀 瀧口十右衛門御小性

一御玄関正御出向御刀被為指板之間正御出御床机正被為懸

一三方 御出箸 一三方 御肴のしんかちくり

一御肴挾 瀧口隼太御家老

瀧口隼太、郷古左門太、瀧口十右衛門など天童右近介常頼自身の行列に加わる者は、天童家の家中であり、その名前は天童家『在所家老二御用留』にみられる。(多賀城市文化財調査報告書第一二二集『天童家文書』三)

床机(シヨウギ)「床几」とも書く。武士が寝りや戦場など屋外で利用する折り畳み式の腰掛のこと。



一御酌 御小生
澁口半左衛門

一御加 同
今野要八

濟而

出陣之螺相建候様御物書渡邊桃吉殿御螺吹立
御談被成御玄関向三而御出陣之御螺建之

御行列左之通

一弓張御挑灯 引科御紋付表衣
飛来源治 一御小人 一同 一高挑灯 引科御紋付
詰人足

一弓張御挑灯 同
郷古豊治 一御小人 一同 一高挑灯 同
同断

一御挟箱 引科表衣
御雇 龜太郎 一弓張御挑灯 引科表衣
関口久

一御挟箱 四人
同断之事 一弓張御挑灯 同
伊藤庄左衛門

一御馬印 御足輕法被革衣 御足輕法被革衣立付
綱持 御持 一佐々木備治

御馬印 御用人 草履取 自分紋付革衣

弓張御挑灯 竹を弓の上
うに曲げ、その上下に
ひっかけて提灯を引つ
張って開くようにし
た、携行用の小型提灯
のこと、天童家の行列
では、天童家内では
「侍」に相当する身分
の者が携行している。

引科「引函」の当て
字と思われる、足利家
の分家としての天童家
の家紋である二面引き
の文のことか。

高提灯 高提灯灯とも
いう、長い竿の先に付
けて高く掲げる大型の
提灯のこと、武家屋敷
の前に据え置かれるも
のや、行列などに使うこ
ともあった、天童家の
行列では、農民身分の
「詰（つめ）人足（にん
そく）」が携行して
いる。

御小人 武家奉公人の
一種で、中では召使、
使用人にもつと近い
存在であった、この小
人の携行物として「一
回」と書かれて、その
上に書かれている天童
家中（侍相当）の飛来
源治や郷古豊治と同様に
弓張御挑灯を持つてい
たとは考えにくい、む
しろ、下記の「詰人足」、
つまり農民から徴用さ
れた人足と同じ物を持
たされていた蓋然性が
高い。



一 弓張御挑灯 引科革衣 中山弥門 一 紅御旗 御町人足革衣為着
同断 人足

一 弓張御挑灯 今野軍吉 一 白御旗 御旗付
同断 四人 御旗付

一 弓張御挑灯 引科革衣 瀧口義右衛門 一 菊地大右衛門
同断 法被革衣立付
革り取自分革衣
為着御百姓

一 弓張御挑灯 同断 伏谷金平 一 御螺吹 伊藤十郎太
引科革衣 御燈持御小人

一 高御挑灯 諸人足 一 御挑灯 一 御徒
同断 一 对御鐘 雇四人 一 御徒

一 高御挑灯 同断 一 对御鐘 雇四人 一 御徒
同断 法被革衣 伏谷大吉
御野刀持也

一 御徒 革衣陣羽織 関山勘左衛門 一 箱御挑灯御徒 宮澤権左衛門
同断 一 箱御挑灯御徒 郷古十三郎

一 御徒 瀧口権吉 一 箱御挑灯御徒 郷古十三郎
同断 一 御小性 庄子林右衛門
革衣陣羽織

一 御小性 馬場軍治 一 御小性 庄子林右衛門
同断 一 御小性 瀧口半四郎
革衣陣羽織

一 御小性 伊東清治 一 御小性 瀧口半四郎
革衣陣羽織

一 御小性 中山吉左衛門 一 御兼持御小性 三ノ関仁右衛門
同断 一 御用持御小性 高橋平四郎
同断

一 御小姓 阿部運藏 一 御用持御小性 高橋平四郎
同断

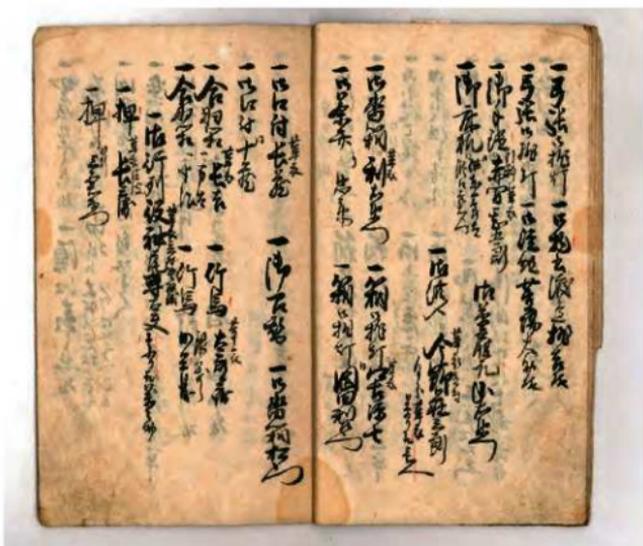
一 御馬 一 御小姓 瀧口門左衛門 御小姓一人
口付御雇 一 御小姓 神尾左仲 御小姓一人
同断

一 御馬 一 御小姓 瀧口門左衛門 御小姓一人
口付御雇 一 御小姓 神尾左仲 御小姓一人
同断

一 御馬 一 御小姓 瀧口門左衛門 御小姓一人
口付御雇 一 御小姓 神尾左仲 御小姓一人
同断

一 御馬 一 御小姓 瀧口門左衛門 御小姓一人
口付御雇 一 御小姓 神尾左仲 御小姓一人
同断

御雇 臨時に雇つた奉
 公人のこと、小人、
 や「諸人足」のように
 職名のほかに名前が書
 かれてゐることは、御
 馬印などを持つ天童家
 足軽と同等の扱いであ
 る。



一 弓張御挑灯 一 御物書 渡邊桃吉殿
 一 弓張御挑灯 一 御徒組 萱場大助殿

引科草衣
 一 御手鏡 赤間甚五郎

御草履取 山右衛門

一 御床机

伊東重兵衛
 御口付右衛門

一 御供人 今野莊三郎

草衣立付
 今野重兵衛
 草衣取五郎

一 御香箱 利右衛門

一 箱挑灯 郷古源七

一 御茶弁 忠兵衛

一 箱御挑灯 岡田利左衛門

一 御口付 長藏

一 御召箸 一 御香箱 松右衛門

一 御口付 十藏

一 合羽箱 長吉

一 竹馬 銀藏

一 合羽箱 万太

一 竹馬 加兵衛

一 御行列役 神尾専太夫

そふり取 萬之助

一 捍 長兵衛

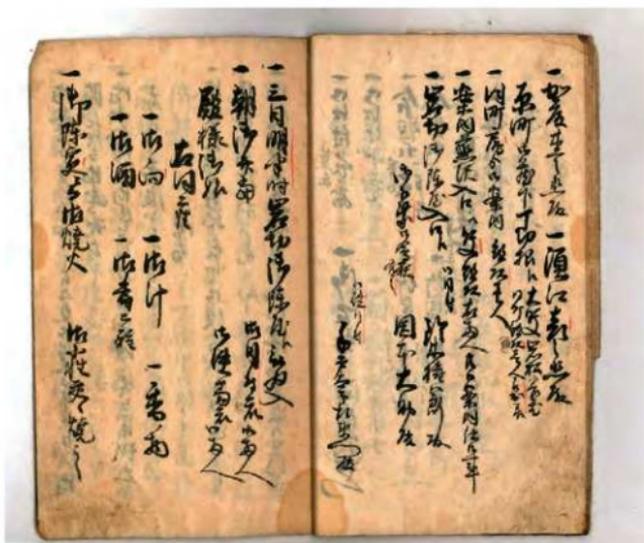
一 捍 三五右衛門

同前

同前

同前

捍 (ユゴテ) と読める。ゆごてとは、弓を射るとき、弦が当たるのを防ぐため左ひじにはめる袖のような道具のことである。しかし、この行列にはそもそも天童右近介頼常の持ち弓が含まれていないのに、ゆごてを二つも行列の最後尾に付ける理由が見当たらず、この道具を「ユゴテ」とすることには疑問がある。



- 一加藤李之丞殿 一須江彦之丞殿
- 原町御藏下丁切根立
- 同町尻より御案内 組頭志人
- 一案内燕沢入口正肝入組頭右両人共御案内仕候事
- 一岩切御陣屋入口正
 - 御下乗御会釈 岡本大助殿
 - 御徒目付 鈴木権八郎殿
 - 有之 手戸太郎左衛門殿
- 一三日明半時岩切御陣屋被為入
 - 一御御弁当 御目付衆御両人
 - 殿様御始 御使番衆御両人
 - 右同座
 - 一御向 一御汁 一香物
 - 一御酒 一御肴二種
- 一御陣処ニ而御焼火 御小性交々焼之

鈴木権八郎 鈴木権八郎直清（召出第二班、知行高五〇石）は、文政七年六月に武頭から目付に番に転職した（『仙台湾世臣家譜続編第三巻』、仙台、宝文堂、一九七八年、二五四頁）。本文でみられる「見付」という職名は、野始めのための臨時のものか、『仙台湾世臣家譜』の記述が不正確であるか、判明しない。岡本大介についても同様である。

岡本大助 岡本大介幸澄（大番士、三〇〇石）は、文政七年六月に武頭から目付に番に転職した（『仙台湾世臣家譜』続編第三巻、仙台、宝文堂、一九七八年、四九二頁）。

一 御勢子奉行衆向々之御方御見舞被相越御
 陣屋口ニ而御会釈有之
 一 御小人組頭御山奉行付ニ而罷越候由ニ而罷越右之
 者共ハ赤飯不被進候事
 濟而
 一 御勢子何も相揃居由御使番衆被相達候ニ付
 御見分ニ御行列ニ被成御出候事
 一 御徒番衆被為呼日之丸禮何方迄相見得候哉
 可被相越由御談候ニ付早馬ニ而被相越無間立戻
 今市世屋前ニ相見得候由ニ相達右ニ付御旗
 奉行草名豊前様ニ御小性瀧口半四郎ヲ以
 御旗御山ニ為進候ハ、可然由御内々申達御
 承知之段御挨拶申來無御間も御供揃ニ相成
 一ノ御龍ニ御場ニ被遊岩切土橋元より御合羽
 箱御挑灯持之御人数松森御弁場ニ被遣候事
 一ノ御龍ニ而御螺被相立二ノ御龍ニ而も御螺

草名豊前 草名豊前盛長（準一家、
 一五〇石）は、文政六年五月に
 旗奉行に就任した。（仙台藩世臣
 家譜）続編第三巻、仙台、本文集、
 一九七八年、六三頁）



被相立紅白御振合

濟而

一段々御龍御揚 一古館御龍御揚

此節

屋形棟脇々沢御龍御揚御螺被相立候

古館御龍而も御螺被相立紅白御振合

是より御早而松森御弁場御出被成候事右二付

御小性共御早御供可仕銘々急欠走候事

一御先番伊藤榮左衛門瀧口五郎左衛門

松森御陣屋坂罷出居候事

於同所惣御供赤飯（此所）

此所御飯之御方八從御上御賄被相立候事

一松森岩切境迄御案内罷出候肝入組頭八

赤飯にしめ被下候事

一同所方行おめて

御盃御頂戴有之品々之事

屋形棟御正立七ッ過御跡より直々御引続

御早 是馬のこと

欠走り 「駆け走り」の当て字

御正立 「御出立」の誤記か



御騎馬被遊候事但坂之上^二而御乘馬被遊候
屋形様御供揃之節^三御手前御供揃居

一 御道節扇坂より新御門詰之御門

但詰之御門より内御小性式人御徒式人
為持箱御挑灯御玄關より御上被進
夫より御供之御人数御下部屋相入外
御人数御裏下馬相扣居

一 御野始御首尾能相濟候御礼被仰上御目

見被 仰付於 御城御紋付御羽織

被遊御拝領候事 濟而

御月番高泉全様^一御礼御廻勤仕上

御帰宿 五^二時頃

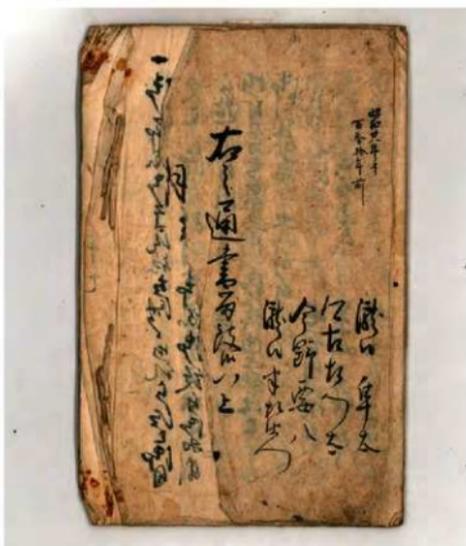
此節

御留守居

長谷川權太夫
草刈郡藏
伊東俊左衛門

高泉全 高泉全景規(準一家、二七〇五)は、文政七年一月一日に若年寄から奉行職に昇進したとあるが、本文での記述からすると、野始めの段階ですでに「月番」として奉行職に就任していたうにみえる(『仙台藩御臣家譜』続編第三巻、仙吉、宝文堂一九七八年、六五頁)。

御留守居 長谷川權太夫、草刈郡藏、伊東俊左衛門は、当時の天童家の家老節の家柄の家臣で、主人が山奉行を務めている間中、仙台屋敷の「留守」(ルース)を預かっていたとみられる。當時の仙台屋敷留守役とは、おそらく、別である。



昭和廿八年上旬
百參拾年前

右之通書留致候以上
月(欠)

瀧口隼太
郷古左門太
今野要八
瀧口半左衛門

(一五・五cm × 一四・五cm)





図1 野初絵図（宮城県図書館蔵 仙台市博物館写真提供）



图2 野初絵図（宮城県図書館蔵 仙台市博物館写真提供）



絵図解説

図2の絵図に描かれた内容で、「御山奉行」本文にある記載と関連のあるものは、次のとおりである。

- ・狩集所が二ヶ所に見える。
- ・本文中にはない「榎越御籠」「苗代御籠」が記されている。
- ・下見における移動の道順である原ノ町→案内原→今市御足軽→岩切御山奉行陣屋→松森御弁当→脇沢→七北田が、絵図上で確認できる。なお本文では、本番の際の移動過程が省略される一方、もてなしの人数や内容についての記述が多くなっている。
- ・「御弁当場」は饗宴の場で、下見の際の記録によれば、御弁当場→七北田経由で城に帰ったことがわかる。
- ・小田原の町の西、水田の中に、岩切にあるものと同じ山奉行陣屋・狩集所が描かれている。これは本文中には見えないものである。こちらの方の近くの丘に「御立場」という地名もあり、この陣屋・狩集所と関係しているものと

思われる。この陣屋・狩集所が岩切の狩場と同時代に存在した別の狩場か、岩切狩場以前の、より古い時代のものか、わからない。

- ・図1、図2に共通する事柄は、次のとおりである。
- ・在郷屋敷の主の名がほぼ一致している。
- ・山奉行の陣屋と弁当場の位置が同じである。
- ・狩場周辺に百姓屋敷の他、武士の在郷屋敷も多く見られ、実際の狩をここで行ったかは、さらなる考察が必要である。

表紙に「文政七年正月（欠損）御山奉行被 仰付（欠損）」と書かれた留帳である。この留帳は天童家の家臣の家に伝来した物であり厳密にいえば天童家文書ではない。しかし、その内容が天童家当主の職務勤務の内容とその実態を詳細に記録するものであり天童家に伝来する文書と深くかわる内容であるため、天童家文書報告集の一部として公表することが適切であると判断した。

この留帳は、天童家の二〇代目の当主右近介常頼が文政七（一八二四）年正月の大名在国時の恒例行事である野始（または野染）の総指揮官である山奉行に任命されたときの、任命のための登城命令が仙台屋敷に届いた文政六（一八二三）年一月二六日から、野始が終了して仙台城に帰還した大名から常頼が仙台城内において謁見して慰労の印として紋付羽織を拝領して夜の八時半ごろに帰宅した翌年の正月三日までの流れを克明に記した記録である。

記録を作成したのは、文末に名を連ねる滝口隼太以下四名の天童家臣である。滝口隼太・郷古左門太は、文中では「家老」と肩書されており、当時天童家の家老職を司っていたか、もしくは、当日の天童家の行列を司る当日の統括責任者であったとみられる。今野要八・滝口半左衛門は、常頼が三日「出陣」の朝に出発直前の食事の時の「御酌」と「御加」（御伽の誤記か）役を務めたと書かれ、常頼に近く使える信頼の厚い側近の家臣であったとみられる。この四人は、後世の参考としてこのような詳細な記録をまとめたものであると考えられる。

記録は、大きく分け、四つの部分から成り立っている。

冒頭では、常頼が一月二六日に仙台城内に呼び出され、来る正月三日の野始の総指揮官「山奉行」を仰せ付けられ、その正式な任命が二月一四日に行われたことが記されている。

第二部は、二月二六日に常頼が現場の「見分」（下見）を行なっ

たことを記す。常頼が松森周辺（現仙台市泉区松森）の御狩場の見分（見分）を、自分の家臣で小規模な行列を組んで行った時の記録である。検分に立ち会った松森および道中を管轄する郡奉行と配下の代官、および各村の「肝入」（肝煎・名主や庄屋と同じ）および組頭、作事方の役人などが出迎えて、大掛かりな行事となった。下見そのものには艷応儀礼的な様子が極めて強かったとみられ、その費用についても記されていない。助成金が藩から出された可能性もあるが、このような役割に伴う出費は役職者の自己負担であったことが近世武家社会の原則であった。

第三部は、二八日・二九日（記載の順番が逆転している）から正月二日に天童家の今野莊三郎が藩の兵具方から紅白の旗（籠 およびその竿を受け取ってきた記述まであり、この間中、野始めに關する儀礼や準備（城内における条目の読み聞かせ）が進められていた。

第四部は、野始めの本番からなる。前の晩に御使番と法螺吹の加藤奎之丞・須郷彦之丞以下四名の直臣が深夜の二時ごろに天童家の屋敷に詰めたことから始まり、天童家屋敷内で関係者に雑煮を振る舞い、随行者一同が屋敷の内外で行列を整え、待機した。常頼が玄關の板の間に出て、肴のほか、縁起物の熨斗昆布とかち栗に、お酒を朝食にしてから出陣の法螺を鳴らして出陣の合図をたてることから始まった。軍の総大将に当たる天童家の行列の様子が克明に記されており、平和が常態化して久しい江戸後期の、仙台藩大身家臣の軍事動員の具体例として大変貴重な記録である。

以上が「御山奉行被 仰付」の内容である。仙台藩の正月吉例の行事について詳細に記述されているだけでも貴重な記録となるが、その視点が大名ではなく総指揮官である天童右近介常頼になっていることにより、この行事を支えた人々の多様な姿が垣間見えてくるのが大きな特徴である。加えて、天童家についていえば、天童家家臣がその

本来の業務・存在意義である軍事動員の様子を詳しく記していることも重要な情報である。

なお、仙台藩の家臣の記録を読んでいると、幕末期の軍事的緊張が高まってくる時を別とすれば、藩が家臣団を動員して本格的な軍事操練をしていたことを示す記述は見当たらない。恒例の行事としてそれにもっとも近いものが大名在国時の野始めであるが、複雑な集団戦法を可能にするような軍事訓練にははるかに及ばない。軍事訓練の外皮をまとった、屋外の儀式・パレードとしての様子が濃厚にあったことがこの記録からわかる。その関係で注目したいのは、天童家の行列に当主自身の武器として含まれているのが「持ち鐘」だけであること、加えて従者の多くが携えているのが提灯であって弓・槍・鉄砲という実戦的な武器ではないことである。

参考資料として、大番士の玉虫十藏尚茂およびその父七左衛門の日記から関連の記述を紹介することにした。総指揮官である天童家側の記録とは別の視点からこの行事を垣間見ることができる。

宝暦一（一七六一）年一月三日 十藏日記 十藏（十藏実齡一七歳）

正月三日 公野初ノ礼有リ尚茂寅ノ刻過キ雉ノ首ヲ
獲テ卯ノ刻過キ詰ノ御門ニテ 公ニ献ス一番ノ拔
烏ニテ 銀錢三文ヲ賜フ

まだ少年であった十藏が雉を一羽捕らえ大名から褒美を下賜された。獲物は敵の首顔に見立て、大名に献上することになっていた。

安永六（一七七七）年一月五日 七左衛門日記

父親七左衛門が足田流槍術の師匠を家芸として塾を開いていた。弟子を連れて野始の「浅鹿突」に修行のために罷り出たい旨を若年寄に願ひ出た。「苦しからず」と言う返事を得た。このように仙台藩では「浅鹿突」で鹿を鏝で突き止めることが武芸鍛錬として行われていたことがわかる。

天明七（一七八七）年一月七日 十藏日記 十藏町奉行仮役

野始めの道筋見分を十藏が町奉行として行う。日付が例年より四日遅いのは、天明の飢饉の余波の影響であろうか。大町一丁目町切際に御町同心組頭一人床頭（組頭）二人（二人）並組兩人、大町年行仕肝入が出る。

「右之内床頭並頭先立ニ召連肝入ハ先弘ニ立通例御通り筋ニ付相越ス組頭年行仕ハ北側を少引下り相越三丁目より大町検断肝入代り合新伝馬町より同所検断肝入代り合御名縣丁町切際迄見分之同所より引取候○供人数馬上ニ而口付商人徒之者兩人草履取老人長柄持老人鑓持狹箱持老人召連申候先供ハ召連不申候尤我等御用前二付御町同心當番召連候事ニ候処年始ハ前々より當番不相詰由ニ付是又大町一丁目へ罷出居召連申候並組兩人ハ具之物着用組頭麻床頭等ハ露服也○御馬老匹御人足三人受取之諸首尾合ハ昨冬物書方より仕出し書付等相出置申人馬共ニ今晝七ツ時と前以申遣置同刻受取今朝出勤之節より召連申長柄ハ下宿之節より持事我等服付ハ登城下宿二付直々麻上下ニ而相越ス前々より右之通ニ御座候也御屋敷奉行等ハ不罷出候事○右往来所々年札相勤ム」

大名在国時恒例の「御野始」を行うが、町奉行（仮役）として、野始行列が通過する町奉行の管轄区域を「見分」しておく。町奉行所から町同心の組頭等有役の者五人および各町の町役人が見分に同行した。十藏は「馬上」にて、従者を七人連れていた。藩から馬および人足三人（つまり、草履取、長柄持、鑓持狹箱持を各一人ずつ）を借用しての出で立ちであった。十藏は麻上下着用などという正装で、見分の目的は、実質的な安全確認と言うより、藩主の權威を見せ付ける一つのパフォーマンスであったというべきであろうか。

寛政五（一七九三）年一月三日 十藏日記 十藏郡奉行

○三日御野初ニ付七半時御供揃明半時頃御召出狩場之（虫食い）

多賀城市文化財調査報告書第一二九集

天童家文書Ⅳ

平成二十八年三月二十五日発行

編集 多賀城市教育委員会

〒九八五-八五三一

宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

発行 多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会

印刷 今野印刷株式会社

〒九八四-〇〇一一

宮城県仙台市若林区六丁の目西町二-一〇

本報告書は、平成27年度「文化庁 文化遺産を活かした地域活性化事業」で作成したものです。



